

重視すべき視点

- ◎1 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策（拡充）
- ◎2 子どもの安全確保のための環境整備
- ◎3 歩行者の安全確保のための意識変容
- ◎4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備（拡充）
- ◎5 外国人の交通安全対策の推進（新設）
- ◎6 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保

- 7 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進（新設）
- 8 先端技術の活用推進
- 9 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ◎10 地域が一体となった交通安全対策の推進

※◎は長浜市として特に重視すべき視点

施策の柱と具体的な施策（第11次計画の内容のため第12次計画に向けて改訂必要）

道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

- (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ア 生活に密着した身近な道路における交通安全対策の推進
 - イ 通学路等における交通安全の確保
 - ウ 高齢者、しょうがい者等の安全に資する歩行空間等の整備
- (2) 高速道路と身近な道路等との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ア 事故危険箇所対策の推進
 - イ 重大事故の再発防止
 - ウ 適切に機能分担された道路網の整備
 - エ 道路の改築等による交通事故対策の推進
 - オ 交通安全施設等の高度化
- (4) 交通安全施設等整備事業の推進
 - ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - イ 幹線道路対策の推進
 - ウ 交通円滑化対策の推進
 - エ 安全で快適な道路交通環境の実現
 - オ 道路交通環境整備への市民参加の促進
- (5) 高齢者等への公共交通利用促進及び使いやすい公共交通ネットワークの確保
- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) 情報通信技術（ICT）の活用
- (11) 交通需要マネジメントの推進
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ア 道路の使用及び占用の適正化等
 - イ 子どもの遊び場等の確保
 - ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
 - エ 地域に応じた安全の確保
- (16) ウォーカブルな公共空間の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ア 幼児に対する交通安全教育の推進
 - イ 小学生への交通安全教育の推進
 - ウ 中学生への交通安全教育の推進
 - エ 高校生への交通安全教育の推進
 - オ 成人への交通安全教育の推進
 - カ 高齢者への交通安全教育の推進
 - キ しょうがい者への交通安全教育の推進
 - ク 外国籍市民への交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ア 交通安全運動の推進
 - イ 横断歩道の安全確保
 - ウ 自転車の安全利用の推進
 - エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の徹底
 - オ チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - カ 反射材用品等の普及促進
 - キ 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
 - ク 交差点事故防止対策の推進
 - ケ 子どもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動の推進
 - コ 効果的な広報の実施
 - サ その他の普及啓発活動の推進
- (4) 交通安全に関する民間団体・交通ボランティア等の主体的活動の推進
- (5) 市民の参加・協働の推進



3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実
 - ア 高齢運転者対策の推進
 - イ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (2) 安全運転管理の促進

4 車両の安全性の確保

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の促進
 - ア 先進安全自動車（ASV）の普及の促進
 - イ 高齢運転者による事故を踏まえた安全対策の推進
- (2) 自動車の安全性の確保
- (3) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

- (1) 暴走族対策の推進
 - ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭・学校等における青少年の育成支援等の充実
 - イ 暴走行為阻止のための環境整備

6 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
 - ア 救助体制の整備・拡充
 - イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
 - ウ 救助・救急施設の整備の推進
 - エ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

7 交通事故被害者支援の充実と推進

- (1) 被害者相談窓口等の周知
- (2) 交通事故被害者支援の推進
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

鉄道交通等における安全

1 鉄道交通に関する安全施策

- (1) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- (2) 救助、救急活動の充実

2 踏切道における交通に関する安全施策

- (1) 踏切道の統廃合の促進
- (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置